



私が暮らす浜松は、ブラジル人の人数が大泉市と並んで多いことで有名です。ですから、時折ブラジル人の方の相談を受けることもあります。

先日の日曜日、行政書士会の外国人相談として2組のブラジル人の方の相談を受けました。ちなみに、その方達の相談は、両方とも創業をしたというものでした。

さて、元を遡れば、今日日本に永住者又は定住者として暮らしているブラジル人の祖先は日本人だったのです。明治時代に笠戸丸から始まった移民にルーツがあるので



様々な歴史的経緯に翻弄された人達と、もう少しコミュニケーションをとりたいと考え、ポルトガル語講座入門編を受けてみることにしました。全11回の講座が無料で受けられるとは、さすが浜松ですね。

Yahoo 知恵袋でベストアンサーをいただきました

遺言書の作成と預け先についての質問です。当方は独身、兄妹はいません。父は亡くなっており、母は施設にいますがいつ何時死んでもおかしくありません。母が先に亡くなった場合、私が死亡すると法定相続人はいないことになります。私は大した財産は持っていないものの、大切にしている書籍などは、親友に譲りたいですし、一部は世話になった団体や人に譲りたいと思っています。

この場合、遺言書を書いて、他人に譲りたいものだけを明細とともにその旨記載すればよいのでしょうか。また、この遺言書の執行人には、その友人を指定したり、その友人に預けたりすればよいのでしょうか。もちろん相手の了解をきちんととった上のことですが。

また、遺言書はどこに預ければ良いのでしょうか。貸金庫に置いて、その旨を友人に伝えておくとかそういうことで良いのでしょうか。

ご質問に書いてあるとおり、お母様があなたより先にお亡くなりになると、あなたが亡くなった場合には相続人が存在しない状態になります。ですから、相続財産を親友に譲りたいのであれば、遺言書を残しておくべきですね。

その場合、遺言書の内容としては、譲りたいものの明細だけを書いておくのではなく、「遺産のすべて」ですとか、「は 団体に遺贈する。その他の物はすべてに遺贈する」というような書き方をされた方がいいと思います。そのうえで、「不要な物はどうぞ処分してくださ

い」と付け加えておいたらいかがでしょうか。

と申しますのは、今後、あなたがどのような財産を新たに取得し、また、現在お持ちの財産を生前に処分してしまうことも考えられます。そうしますと、譲りたいものの明細だけを遺言書に書いた場合、その明細に書かれていない財産は処分ができず、また、明細に書かれている財産が実際には存在しないということにもなりかねません。

次に、遺言には、その友人を遺言執行人に指定する旨を記載しておいた方がいいです。遺言執行人を指定していない場合は家庭裁判所で遺言

執行人を選任してもらうこともできますが、その手間を友人にかけさせるよりも、遺言の中に記載しておけば足りるわけです。

そして、その遺言書はその友人に預けておいたらどうでしょうか。間違えても、貸金庫に入れてはいけません。あなたが亡くなった後、その貸金庫を開けるためには、詳しい話は省略しますが、裁判所で相続財産管理人を選任してもらう必要が出てきます。

以上のとおり、いろいろと検討すべき事項がありますから、是非とも専門家に相談されることをお奨めいたします。

時代に翻弄される人達 ~ 南米移民と日系ブラジル人となって帰ってきた人達 ~

私の暮らしている浜松市は、日系ブラジル人がたくさん来ていますが、そういう人達のおじいさん、おばあさん、ひいおじいさん、ひいおばあさんが、どのような時代にかなる思いでブラジルに渡ったのか、その疑問は、いつも心のどこかに引っかかっています。

ブラジル移民に関する本を何冊が読みましたが、なかなか私の疑問を解消してくれるような本に出会うことはできませんでしたが、北杜夫さんの「輝ける碧き空の下」という本に出会い、「やっぱりそうだったのか」という確信を得ました。

この本によりますと、第1回のブラジル移民は明治41年の笠戸丸という船で、791名の移民がブラジルに渡ったとのことですが、このように書いてあります。

い。皇国植民会社、(皇国植民会社というのはブラジルへ移民を送り込むために作られた会社のような) 皇国植民会社の移民周旋人が彼の村にきたとき、彼は叔父と一緒に小学校の教室の中にその話を聞きに行った。そのへちまのように顔の長い貧相な男がいかに雄弁をふるったことか。ブラジル、それは狭い日本に比べて巨象ほどに大きく広い国である。その肥沃した大地、そこには「金のなる木」コーヒーに実がたわわになっている。一日の一家の労働賃は、人数が多ければ九円から十円にはなるのだ。<中略>この困窮した日本の土地にしがみついて一体何になる。皆さま方の決意により、その前途は洋々として開けるのである」

そして、こうも書いてあります。

「作次郎、(作次郎というのはこの本の登場人物ですが) 作次郎自身は叔父叔母のたつての希望だけでこの旅路に加わったわけではな

「移民たちはまだ見もせず体験もせぬブラジルの生活に、早くもこのような夢を抱き、託していたのである。折からの不況の中にあっ

て、多くの者が家田畑を売り、或いは抵当にして高利の金を借りてきた者も多かった。一刻も早く金を儲けねばならぬし、そのため「金のなる木」コーヒーを目指して地球の裏側へまで行く決心をした人々であった」

これは、静岡県司法書士会浜松支部の人権委員会で発表した内容の一部です。ご興味のある方は、下記のQRコードから全文をご覧ください。



お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所
430-0929
浜松市中区中央二丁目 12 番 5 号
TEL 053-458-1551
FAX 053-458-1444



再会

ある上場企業の会議室。本社を移転するための不動産の決済である。地権者である売主が多数集まり、会社側の関係者が部屋に来るのをいまかいまかと待ち受けている。それはそうだろう。今日は大きなお金が動く。土地の売買代金の最終金が地権者へ振り込まれるのだ。

程なくしておそろいの制服を着た会社の担当者が時間どおりに入ってきた。私は、一人一人と名刺を交わし、あいさつをする。もちろん、事前に電話やメールで詳細な打合せをして今日の取引に臨んでいるが、ほとんどの担当者とは今日初めてお会いする。

ただ、そのうち一人だけは、しばらく前からずっと気になっていた。そして、今日は、初めてその顔を見て確信した。やはり、あいつだ。

私は、名刺交換をして、「Nさんですね。メールではいろいろとありがとうございました」とつきなみな挨拶をしたうえで、テストしてみた。

「N」
Nさんと呼ばひ捨ててにしてみたのだ。

Nさんは怪訝な顔をして私の顔をのぞき込んだ。でも、まだ気がつかないみたいだ。

「サッカーやってたよね」
私がそう言うと、Nさんは、「あー」と大きな声を出した。私とNさんは、一気に30年以上も前の青春時代に戻ったのだ。

もう35年も前の話。私はある会社に入社し、同期入社の同僚を中心にその会社でサッカー部を結成し、地域の社会人リーグに参戦した。2年かかったが、一番下の3部リーグから2部リーグに昇格した。そのチームには、何人か会社以外のメンバーも加わるようになり、1部リーグ入りを目指して結構いい線までいった。Nさんは、その「会社以外のメンバー」だったのだ。

よく飲み会では、私はNのことをわざと知らないような顔をして、「おまえ、誰だったっけ?」とからかい、その都度、Nは「〇〇（会社名）のNです」と起立して大きな声で叫び、み

んなの笑いを誘っていた。だから、今回の取引の準備をしているときに、メールでNの名前を見たとき、「ひょっとしたら……」とは思っていたのだが、予感的の中しただけだ。

Nの名刺には「〇〇部長」という肩書きが書かれていた。「おまえが部長か!」
30年以上の時間の経過がおもしろおかしく感じられた。



不動産取引自体は準備万端だったので非常にスムーズに終わり、解散した。売主さんは会話も弾み、みなさんうれしそうに帰っていった。私も車の中で、一人ニヤニヤしていたに違いない。

信託で「名義預金」問題の回避を!

税理士さんのホームページ等の情報によると、相続の際に「名義預金」が問題になることが大変多いようです。

「名義預金」とは、預金口座の名義が、子供や孫などになっていても、子供や孫などの名義で預金をしているだけで、実質的には亡くなった被相続人の預金と見られる預金のことです。

名義預金とされる代表例

Aさんは、暦年贈与の贈与税の控除が110万円であることに着目し、相続税対策として、3人の子供の名義の預金通帳を作り、毎年100万円ずつ子供の預金通帳に入金しています。1年間で合計300万円(100万円×3人)を子供名義にできるので、これまでの10年間で3000万円の預金を移動しました。この結果、Aさんの預金の減少により、相続税の課税価格も3000万円減少し、有効な相続税対策だと思っていました。

Aさんは、このことを友人の税理士に自慢げに話したところ、友人の税理士は、通帳とハンコは誰が持っているのか、子供たちはその預金を自由に使えるのか、などと心配そうに聞いてきました。

Aさんは、子供達の名前で1000万円ずつの預金があることは知らせたくないが、このお金は子供たちが結婚したり家を建てる時に使う予定であることを説明しました。

友人の税理士は、「そうは言っても、これは「名義預金」といって、実質的には子供ではなくAの預金と見られてしまうので、相続税対策になっていない」と指摘しました。

そして、こう続けました。「贈与とは契約だから、贈与を受けた者も「贈与を受けた」ということを認識している必要がある。そもそも子供が預金のことを知らないということであれば、税務署は「贈与」とは見ない。しかも、この預金を管理しているのはAであり、子供たちが自分の意思で自由に使うことができない。そういう意味でも税務署は「贈与」とは見ない」

これが「名義預金」問題です。

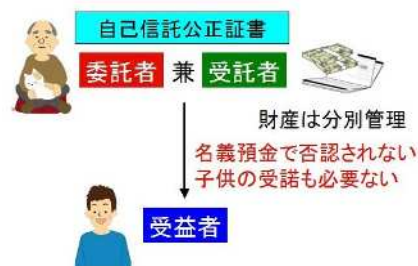
こうした「名義預金」の問題も、信託を利用することにより、有効な解決策を提案することができます。

新しい信託スキーム

Aさんを委託者兼受託者とする自己信

託を設定し、子供を受益者とするスキームです。

名義預金のリスク回避



この方法は、極めて新しい手法ですが、当事務所では、信託契約書案の起案～自己信託公正証書の作成までお手伝いしております。

費用計算例：100万円の預金を移転する自己信託公正証書作成の場合
公正証書作成費用 15,000円程度
契約書起案 10,000円(税別)
合計 25,000円程度

なお、預金の自己信託についての税務的見解は、下記のホームページなどに紹介されています。

小嶋税理士事務所
終活WEB ソナー
税理士法人チェスター